

一 関市議会会議規則の一部を改正する規則

一 関市議会会議規則（平成17年関市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 発言（第114条—<u>125条</u>）</p> <p>第5節・第6節 [略]</p> <p>（会期）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（会期の延長）</p> <p><u>第6条</u> 会期は、議会の議決で延長することができる。</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p><u>第7条</u> 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>	<p>目次</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 発言（第114条—<u>第125条</u>）</p> <p>第5節・第6節 [略]</p> <p>（会期）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（会期の延長）</p> <p><u>第5条の2</u> 会期は、議会の議決で延長することができる。</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p><u>第5条の3</u> 会議に付された事件を<u>全て</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（<u>会議の種類</u>）</p> <p><u>第6条</u> 定例会において開く会議は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>招集会議</u> 市長の招集により定例会を開催するために開く会議をいう。</p> <p>(2) <u>通常会議</u> 定期的に開く会議をいい、<u>2月、6月、9月及び12月に開くものとする。ただし、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて開くことができる。</u></p> <p>(3) <u>臨時会議</u> 臨時に開く会議をいう。</p>

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中
_____は、再び提出することが
できない。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更

2 前項各号に定める会議（以下「各会議」という。）の期間を会議期間という。

3 議長は、通常会議及び臨時会議を開会する日の7日前までに、議員及び市長に開会する日を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

4 会議期間は、各会議の開会する日から起算する。

5 第5条第1項、第5条の2及び前条の規定は、会議期間について準用する。

(臨時会議の開会)

第7条 市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会議の開会を請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあった日から7日以内に会議を開かなければならない。

2 常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の委員長又は議員定数の4分の1以上の者は、議長に対し、会議に付すべき事件を示して臨時会議の開会を請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあった日から7日以内に、臨時会議を開くことについて議会運営委員会に諮るものとする。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会議期間中（臨時会においては、その会期中をいう。以下同じ。）は、再び提出することができない。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、同一会議期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更

することはできない。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長に互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

することはできない。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長に互選の方法については前章第4節の規定を準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

私学助成の充実を求める意見書

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境に置かれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒1人当たりにかかる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費を初めとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。

記

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年12月18日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿
岩手県知事 殿